

8－1 初任者研修非常勤講師

□ 概説

1. 任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（初任者研修）を実施しなければならない。（教特法第23条）
2. 市町村教育委員会は、初任者研修を実施する場合において、非常勤の講師を勤務させる必要があると認めるときは、県教育委員会に対し、非常勤の職員の派遣を求めることができる。
派遣された職員は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有するものとし、報酬等は、県の負担とする。市町村教育委員会は、その者の服務を監督する。（地教行法第47条の2）
3. 初任者研修に係る非常勤講師の任免に関することは、教育振興事務所に委任されている。（教育長の権限の委任に関する規程第3条）

□ 参考

1. 非常勤講師の任用期間
毎年4月1日から翌年3月31日までの範囲内で教育振興事務局長が定める。
2. 非常勤講師の職務
 - ・市町村立小学校初任者研修非常勤講師
初任者研修対象教員の指導、又は対象教員若しくは指導教員に代わって授業等を行う。
 - ・市町村立中学校初任者研修非常勤講師
初任者研修対象教員の指導、又は対象教員若しくは指導教員若しくは教科指導教員に代わって授業等を行う。
3. 報酬
 - ・1時間当たりの単価を県教育長が定める。
 - ・月の初日から末日までの勤務実績時間数に基づき計算した合計額を翌月の10日に支給する。
4. 解任
次の各号の一に該当する場合は、市町村教育委員会の内申（様式初4）に基づいて、教育振興事務局長が、その職を解任することができる。
 - （1）勤務成績が良くない場合
 - （2）心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - （3）前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - （4）刑事事件に関し起訴された場合
 - （5）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - （6）公務員としてふさわしくない非行があった場合
 - （7）予算の減少その他やむを得ない事由のため当該非常勤講師を置くことができなくなった場合
5. 退職
任用期間満了前に退職しようとするときは、退職願（様式初5）を提出し、学校長の具申（様式初6）及び市町村教育委員会の内申（様式初7）に基づき教育振興事務局長の承認を受けなければならない。
6. 勤務時間
1週間につき30時間未満の範囲内において教育振興事務局長が定める。
勤務時間の割り振りは、勤務する学校の校長が定める。
7. 秘密を守る義務
職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。